

次官議 4.14
内 議 4.15

控

野紙 和紙 全面野紙

この件關係主任官

労働基準監督官 堀 秀夫

労働省発基第二八号

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に

関する政令を廃止する政令について

夏時刻法の廃止に伴い、夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する必要がある。

よつて、別紙「夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令案」を提出する。

右閣議を求めらる。

労働省

昭和二十七年四月十五日

労働大臣 吉 武 恵 市

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する、
政令を廃止する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の廃止に伴
い、この政令を制定する。

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令（昭和
二十三年政令第二百八十号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

労働大臣
内閣総理大臣

労働省

理由

夏時刻法の廃止に伴い、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴う労働基準法の特例を設ける必要がなくなるので、夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する必要があらからである。

労働省

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令

(昭和二十三年九月一日政令第二百八十号)

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條（時間の計算に関する他の法令の規定の適用）の規定に基き、ここに夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を制定する。

1 使用者は、九月の第二土曜日（日曜日）にわたつて労働することになつてゐる労働者については、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴い、その日に關する限り、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條（労働時間）の規定又は第四十條（労働時間及び休憩の特例）に基く命令の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長すること

労働省

とができる。

2 前項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては、これに対し、労働基準法第三十七條（時間外・休日及び深夜の割増賃金）に定める割増金を支払わなければならぬ。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日 法律第二十九号)

(夏時刻を用いる期間)

第一条 毎年、五月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。

但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

(初日及び最終日の一日の時間)

第二条 五月の第一土曜日の翌日(日曜日)は、二十三時をもちつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時をもちつて一日とする。

2 夏時刻の期間中その他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

労働省

とする。

(委任事項)

第三条 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一条(夏時刻を用いる期間)及び第二条(初日及び最終日の一日の時間)において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

附則(第一次改正の附則)

この法律は、公布の日から施行する。